

警告！

「あまおう」の苗に注意

違法に入手した苗で「あまおう」を栽培すると



事実が確認され次第、苗、株の廃棄となります。
譲った人を徹底追及し、同様の措置を取ります。

譲った人も、もらって作った人も、種苗法違反で損害賠償を
求められたり刑事罰を科せられることがあります。

※違法に入手した苗とは、他の農家が自家増殖した苗を必要な手
続きなしに譲りうけたものなどです。

詳しくはJAまたは福岡県農産林物知的財産権センターにお問
合わせ下さい。

※根拠規定 種苗法 第20条「育成者権の効力」、第33条「差止請求権」
第67条、第73条「侵害の罪」

(個人の場合、10年以下の懲役、1000万円以下の罰金、
法人の場合、10年以下の懲役、3億円以下の罰金)

福岡県が育成したイチゴ「あまおう」(福岡S6号)の種苗を、県外に流出させてはい
けません。

また、県内であっても、違法に他の人に譲ってはいけません。
もし、このような情報がありましたら、ご連絡願います。

福岡県農林産物知的財産権センター
TEL 092-924-2986 FAX092-924-3084